

議案第二百二十八号

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

港区長等の給料等に関する条例（昭和三十二年港区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、地域手当」を削る。

第五条第一項中「並びに地域手当」を削り、同条第二項中「次に掲げる」を「別表(一)に規定する給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た」に改め、同項各号を削る。

付則第三項を削る。

別表(一)中「一、一一九、〇〇〇円」を「一、二四六、〇〇〇円」に、「九〇〇、〇〇〇円」を「一、〇〇二、〇〇〇円」に改める。

付則

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

（説明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等に対する地域手当を廃止するとともに、給料の額を改定するため、本案を提出いたします。